

令和 7 年第 3 回市議会定例会提出予定議案の概要（9 月 3 0 日追加分）

＜市長から提出を予定しているもの＞

- ・ 損害賠償の額の決定に関する専決処分（その 5）について

(1) 概要

令和 7 年（2025 年）8 月 1 8 日（月）午後 7 時 4 0 分頃、救急隊の支援活動を終了し、水槽付消防ポンプ自動車に戻る際、前方の道路が狭あいでの前進が困難だったため、名和町石田地内の私有地駐車場で方向転回したところ、車両右後輪で量水器ボックスを踏み、破損させたもの。

事故は、市側に過失があるため、相手方の量水器ボックス取替工事費 27,500 円を全額賠償することで内諾を得たもの。

(2) 損害賠償額

27,500 円

(3) 賠償の相手方

名古屋市 個人

(4) 専決処分年月日

令和 7 年（2025 年）9 月 1 1 日

- ・ 損害賠償の額の決定に関する専決処分（その 6）について

(1) 概要

令和 7 年（2025 年）8 月 4 日（月）午前 9 時 4 0 分頃、名和町関東山の農地確認のため同所地内の狭あい道路を走行中、車両右前方部分が相手方境界柵に接触し、破損させたもの。

事故は、市側に過失があるため、相手方の境界柵補修工事費 120,000 円を全額賠償することで内諾を得たもの。

(2) 損害賠償額

120,000 円

(3) 賠償の相手方

東海市 個人

(4) 専決処分年月日

令和7年（2025年）9月11日

・ 土地（学校法人名古屋石田学園星城大学用地）の減額貸付けについて

(1) 概要

学校法人名古屋石田学園に貸し付けている大学用地について、令和7年（2025年）9月30日付けで30年契約が満了することに伴い、引き続き減額した固定資産税課税標準額の100分の4で貸し付けをするもの。

(2) 貸付用地

東海市富貴ノ台二丁目171番1始め10筆

(3) 面積

6,039.87平方メートル

(4) 貸付料の額

当該年度の固定資産税課税標準額の100分の4に相当する金額

(5) 貸付期間

令和7年（2025年）10月1日から令和37年（2055年）9月30日まで

(6) 貸付けの相手方

東海市富貴ノ台二丁目172番地

学校法人名古屋石田学園

理事長 石田正城